

誘導灯の点検

消防設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について

〔消防予第80号〕 平成29年3月31日通達・即日施行

- 平成14年3月12日消防庁告示第2号、第3号で従来の外観・機能点検は機器点検に統合されました。また、消防予第172号「消防設備などの点検要領の全部改正について」により機器点検の点検方法や判定方法がより具体的に明確化され、誘導灯は20分間非常点灯するかを確認することが新基準に加わりました。これにより、昭和50年に通達された旧基準（消防安第39、168号）は、廃止されました。さらに、平成21年3月31日 消防予第132号で消防用設備などの点検要領がさらに改正されました。これにより、誘導灯の機能点検において自動点検機能による確認が新たに加えられました。

■点検要領の抜粋

点検項目		点検方法	判定方法(留意事項は※で示す。)	
誘導灯 (非常用照明器具 (電池内蔵型)) (非常用照明器具 (電源別置型)) (赤色表示灯 (バッテリー)) (保守点検 (ハッチキー)) (直流電源装置 (防炎関連	外箱及び表示面	種類	ア 避難口誘導灯 (ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (エ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。 イ 通路誘導灯 (ア) 防火対象物の用途、設置場所により適正な機種の誘導灯が設置されていること。 (イ) 機種等の組み合わせが適正になっていること。 (ウ) 機種等により適正な距離が保たれていること。 (エ) 方向を示す誘導灯にあっては、誘導方向に誤りがないこと。 ウ 客席通路誘導灯 機種等により適正な距離が保たれていること。	
		視認障害等	目視により確認する。	ア 所定の位置に設置されていること。 イ 誘導灯の周囲に間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないこと。 ウ 誘導灯の周囲にこれとまぎらわしいもの又はこれをささぎる灯火、広告物、掲示物等がないこと。 エ 防火対象物の改装等により、設置位置が不適切になり、設置個数に不足を生じていないこと。
		外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、変色、脱落、著しい汚損等がないこと。 イ 取付状態が適正であること。 ※表面の緑色が青色に、白色が茶色に変色している場合は速やかにパネルを交換する。
	非常電源 (内蔵型のものに限る)	表示	目視により確認する。	スイッチ等の名称、専用回路である旨の表示等に汚損、不鮮明な部分がないこと。
		外形	目視により確認する。	ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂等がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部等に腐食がないこと。
		表示	目視により確認する。	所定の電圧値及び容量の表示がされていること。
機能	機能	非常電源に切り替えて目視により確認する。	ア 不点灯、ちらつき等がないこと。 イ 定格の時間、非常点灯するかを確認する。 (〔誘導灯及び誘導標識の基準〕(平成11年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、消防庁長官が登録する登録認定機関が行う認定の効力を有している誘導灯のうち、その蓄電池製造年からJIS C 8705に該当する蓄電池にあっては3年、国際電気標準会議規格61951-2に該当する蓄電池にあっては5年を超えていないものを除く。) ※(ア)及び(イ)について自動点検機能を有する誘導灯の場合は、次による。 a 個別制御方式のもの:非常点灯終了後における表示ランプの色等により判定すること。 b 集中制御方式のもの:非常点灯終了後、制御装置の表示等により確認すること。 (イ) 定格の時間、非常点灯するかどうかの確認については、次の抜取方式により行うことができる。 ただし、集中制御方式のものを除く。 a 各階ごとに10%以下とならない範囲で、任意の誘導灯により行うこと。 b 点検のつど、同一器具についての繰返し点検ではなく、器具を順次変えて行うこと。	
	光源	目視により確認する。	ア 汚損、著しい劣化、ちらつき自動点検機能による表示ランプ等の異常表示等がなく、正常に点灯していること。 イ 誘導灯内の配線等により表示面に影が生じていないこと。	
点検スイッチ	目視及び所定の操作により確認する。	ア 変形、損傷、脱落等がないこと。 イ 常用電源を遮断したときに自動的に非常電源に切り替わり、即時点灯し、復旧時に自動的に常用電源に切り替わること。		
ヒューズ類	目視により確認する。	ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 回路図等に示された所定の種類及び容量のものが設けられていること。		
結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断熱、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。		
信号装置等 (消灯機能、点滅機能、誘導音機能、減光機能等を動作させるための移相装置をいう。)	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み等がないこと。	
	結線接続	目視及びドライバー等により確認する。	断熱、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
機能	機能	手動及び自動火災報知設備の感知器の作動等により確認する。	ア 正常に点滅すること。 イ 正常な音声等が鳴動すること。 ウ 正常に点灯すること。(消灯型又は減光型に限る。)	
	制御装置 (集中制御方式の自動点検機能のものに限る。)	機能	目視により確認する。 「運転中」又は「監視中」の表示ランプが点灯していること。	

消防用設備等の点検に係わる運用について

〔消防予第173号〕 平成14年6月11日通達・即日施行

- 平成14年3月12日消防庁告示第2号、第3号や平成14年6月11日に通達された消防予第172号において、点検票の様式や点検要領についての具体的な実施方法や運用方法などが明確化されました。

点検票について(通達抜粋)

- 点検結果を点検票へ記載するにあたっては、棟を単位としてそれぞれの点検票を作成するものであること。
- 点検に際して、消防用設備等に不良箇所があった場合は、不良箇所が何階のどの箇所であるのか、さらには、不良内容がどのようなものであるのかを明確になるようにしておき、適切な措置ができるようにしておくこと。また、不良箇所、不良内容、措置内容等を当該記載欄に記入できない場合は、備考欄および任意の様式で別紙に記入すること。

誘導灯の点検台帳の作成をおすすめします。

●点検票

棟単位で作成

不良箇所、不良内容、措置内容を当該記載欄に記入

記入できない場合

記入できない場合は備考欄に記入すること

および

●誘導灯の点検台帳(任意様式)の一例

不良箇所、不良内容、措置内容を任意の様式で別紙に記載すること

蓄電池の抜取点検を実施した器具が一目でわかり、同一器具の繰返し点検を防止できます。

表示パネルの劣化や信号装置の動作なども記入すると信頼性がさらにアップします。

非常用照明器具の点検

非常用照明器具の定期検査について

国土交通省告示 第285号 別表3より抜粋

- 平成20年4月より非常用照明器具の定期検査の項目が新たに法令化されました。定期報告の調査・検査項目、方法が明確化。30分間の非常点灯確認が法令化されました。

●詳細は特定行政庁へお問い合わせください。

検査項目	検査事項	検査方法	判定基準
非常用照明器具	使用電球・ランプ	目視による	昭和45年 建設省告示第1830号の規定に適合するかどうか ポイント 30分間点灯 ポイント 水平面照度1ルクス以上 (室光灯は2ルクス以上)
予備電源	予備電源への切替及び器具点灯状態	作動の状況を確認する	
	予備電源の性能	点灯時間を確認	
照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定	